

## 府中市告示第70号

地方自治法第243条の2第1項及び府中市会計事務規則第34条の規定に基づき、公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定した者に、当該事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び府中市会計事務規則第35条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律雄

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
公益社団法人 府中市シルバー人材センター  
会長 松井 等
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
東京都府中市府中町1-30
- 3 委託施設名
  - (1) 中央文化センター
  - (2) 白糸台文化センター
  - (3) 西府文化センター
  - (4) 武蔵台文化センター
  - (5) 新町文化センター
  - (6) 住吉文化センター
  - (7) 是政文化センター
  - (8) 紅葉丘文化センター
  - (9) 押立文化センター
  - (10) 四谷文化センター
  - (11) 片町文化センター

- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
  - (1) 資料等複写料収入（サービスコーナー分）
  - (2) 住民基本台帳証明手数料(テレホンサービス分)の収納事務
  - (3) ウォーキングマップ頒布金収入の収納事務
  
- 5 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年3月30日
  
- 6 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和8年4月1日
  
- 7 使用する領収印  
別紙のとおり

収納受託者領収印 (印影)

